

(資 料 提 供)

令和5年7月7日

健康福祉部企画調整室	小林・野口	TEL 076-225-1412	(内線 4020)
長寿社会課長	窪田	TEL 076-225-1415	(内線 4040)
障害保健福祉課長	小泉	TEL 076-225-1425	(内線 4080)
医療対策課長	表	TEL 076-225-1430	(内線 4100)
薬事衛生課長	坂口	TEL 076-225-1440	(内線 4150)
少子化対策監室子ども政策課長	谷野	TEL 076-225-1446	(内線 4180)
少子化対策監室子育て支援課長	田村	TEL 076-225-1420	(内線 4060)

令和5年度 石川県 医療機関・福祉施設・公衆浴場等
省エネ投資支援事業の募集について

石川県では、収入が公定価格として定められており、電気料金等の上昇分を価格転嫁できない医療機関や社会福祉施設等に対し、昨年の12月補正予算において、省エネ設備の導入を支援する制度を設け、コスト高に対応できる経営体質への転換を促してきました。

依然、物価高騰の状況が続いていることから、各施設のエネルギーコストの縮減に向けた取り組みを引き続き支援することとし、「令和5年度 石川県 医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資支援事業」の募集を下記のとおり開始いたします。

記

1 受付期間

令和5年7月18日(火)～11月30日(木) 17時必着

(7月7日(金)より、県ホームページで補助金交付要綱や申請書様式を公開)

2 募集事業

- (1) 対象者 : 石川県内に所在する医療機関・福祉施設・普通公衆浴場等(公立除く)
- (2) 対象事業 : 空調や照明、冷蔵・冷凍設備など省エネ設備の更新等を行うために必要な経費(要綱に定める省エネ規格・基準等を満たす必要があります。)
- (3) 補助額 : 1事業所あたり上限50万円～200万円
※施設種別によって補助上限額・下限額が異なります。
※一部施設は病床数・定員数による加算が可能です。(最大600万円)
- (4) 補助率 : 1/2
- (5) その他 : 申請受け付け後、順次交付決定を行い、予算額に達し次第交付決定及び受付を終了します。

3 問い合わせ先

施設	担当課(石川県健康福祉部)	電話番号
医療機関(施術所・助産所含む)	医療対策課 医療指導グループ	076(225)1433
薬局	薬事衛生課 薬事・麻薬グループ	076(225)1442
高齢者入所施設	長寿社会課 施設サービスグループ	076(225)1416
高齢者通所・訪問等事業所	長寿社会課 在宅サービスグループ	076(225)1417
障害者施設	障害保健福祉課 企画推進グループ	076(225)1428
保育所・認定こども園	少子化対策監室 保育施設グループ	076(225)1497
児童養護施設	少子化対策監室 家庭福祉グループ	076(225)1421
放課後児童クラブ	少子化対策監室 子ども健全育成グループ	076(225)1422
普通公衆浴場	薬事衛生課 生活衛生・動物愛護グループ	076(225)1441

令和5年度 石川県 医療機関・福祉施設・公衆浴場等 省エネ投資支援事業

令和4年度に引き続き、燃料や電力の消費抑制によるコスト削減につなげるため、**省エネ設備の導入**を支援します。

補助率・補助額

補助率 1 / 2 1事業所あたり 上限 50万円～200万円

- ▷ 施設種別によって補助上限額・下限額が異なります。
- ▷ 一部施設は病床数・定員数による加算が可能です。（最大 **600万円**）
- ▷ 令和4年度の本事業の助成を受けた事業者の上限額は、助成額を差し引いた額となります。
（令和4年度に上限額まで助成を受けた事業者は対象外）

申請受付期間

令和5年7月18日（火）～11月30日（木） 17時

※申請受付後、順次交付決定を行います。予算額に達し次第、交付決定及び受付を終了します。

対象施設及び申込・問い合わせ先

石川県内に所在する以下の医療機関・福祉施設・公衆浴場等（公立除く）

施設	担当課（石川県健康福祉部）		電話番号
医療機関（施術所・助産所含む）※ ₁	医療対策課	医療指導グループ°	076(225)1433
薬局	薬事衛生課	薬事・麻薬グループ°	076(225)1442
高齢者入所施設 ※ ₂	長寿社会課	施設サービスグループ°	076(225)1416
高齢者通所・訪問等事業所	長寿社会課	在宅サービスグループ°	076(225)1417
障害者施設（入所・通所・訪問等）	障害保健福祉課	企画推進グループ°	076(225)1428
保育所・認定こども園	少子化対策監室	保育施設グループ°	076(225)1497
児童養護施設	少子化対策監室	家庭福祉グループ°	076(225)1421
放課後児童クラブ	少子化対策監室	子ども健全育成グループ°	076(225)1422
普通公衆浴場	薬事衛生課	生活衛生・動物愛護グループ°	076(225)1441

※₁ 医療機関、施術所は保険適用の診療・施術を実施している機関に限ります。

※₂ 特定施設入所者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は対象外です。

▷ 詳しくは県HPをご覧ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/ninntekodomoen/syouenesetsubi.html>

◇ 対象となる省エネ設備は裏面参照 ◇



県内の事業所において、下記省エネ設備の更新等を行うために必要な経費

<空調・換気設備>

エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機・ジェットヒーター

<照明設備>

LED照明器具、非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）

<冷蔵・冷凍設備>

冷蔵・冷凍庫

<エネルギー管理設備>

エネルギーマネジメントシステム、凍結防止ヒータ用節電器

<恒温設備>

チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、ガス給湯器、高性能ボイラ

<熱電併給設備>

高効率コージェネレーション

<電気制御設備>

変圧器、産業用モータ

<窓>

複層ガラス、真空ガラス、サッシ

<断熱材>

外気に接する天井、外壁、床の断熱材

<再エネ設備>

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、木質バイオマスエネルギー利用設備

□ 以下の経費は補助対象外となります。

- ・消費税および地方消費税相当額
- ・中古品やリース品による整備費用
- ・申請書類の作成費用、各種届出に要する費用
- ・電力工事負担金
- ・設備のランニング費用 など

□ 申請にあたってはホームページからダウンロードできる「[申請要領](#)」「[交付要綱](#)」を十分ご確認の上、申請書類を受付期間内に各担当課までご提出ください。



これらの設備は
要綱に定める省エネ規格・基準等を
満たす必要があります。